

高速道路機構・会社の業務点検を踏まえた 修繕事業における助成制度の改善について

2015.10.16

■ 高速道路機構・高速道路会社の業務点検について

高速道路機構・高速道路会社の業務点検について(案)

平成17年10月 道路関係四公団民営化

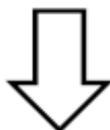
【目的】

- 約40兆円に上る有利子債務を確実に返済
- 真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担で建設
- 民間ノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定や多様なサービスを提供

【日本道路公団等民営化関係法施行法(抄)】

附則第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成27年10月 道路関係四公団民営化から10年



平成27年5月～ 高速道路機構・高速道路会社の業務点検を実施

【業務点検の進め方(案)】

これまでの対応状況などに関して、機構・会社において自己点検を実施した上で、「高速道路機構・会社の業務点検検討会」を設置し、意見を頂く。その結果を国土幹線道路部会に報告。

■ 高速道路機構・会社の業務点検検討会

1. 目的

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び各高速道路株式会社のこれまでの成果や今後の課題等について点検を実施するにあたり、専門的、技術的見地から有識者の方々から意見を伺うことを目的とする。

2. 検討会委員

石田 東生 (副座長)	筑波大学大学院教授
大串 葉子	新潟大学経済学部准教授
小幡 純子	上智大学法科大学院教授
梶川 融	太陽有限責任監査法人代表社員会長
根本 敏則 (座長)	一橋大学大学院教授
羽藤 英二	東京大学大学院教授

(敬称略 五十音順)

3. 検討会実施状況

検討会	実施日	概要
第1回	H27.5.14	・高速道路会社（東・中・西・本四）の自己点検結果のヒアリング
第2回	H27.5.19	・高速道路会社（首都・阪神）及び高速道路機構の自己点検結果のヒアリング
第3回	H27.6.2	・高速道路会社（東・首都）の追加ヒアリング、意見交換（とりまとめの方向性）
第4回	H27.6.23	・これまでの議論と論点をふまえて、とりまとめに向けた議論
第5回	H27.7.3	・業務点検結果のとりまとめ

⇒高速道路機構・会社の業務点検結果の公表（H27.7.14）

高速道路機構・会社の業務点検

概要

- 高速道路機構・会社の業務点検 民営化後の主な成果と課題 P1
- 高速道路機構・会社の業務点検結果の主なポイント P2
- 今後必要な取組み P3
- ① インセンティブ助成制度の修繕分野における運用改善
大規模更新事業における積極的活用 P3
- ② 大型車の適正な運行のための特車許可基準や
違反車両への割引停止措置の統一化 P4
- ③ 大雪時に会社経営を圧迫することなく資金を確保するための対策 P5
- ④ 観光振興等のための企画割引制度の柔軟な運用 P6
- ⑤ ガソリンスタンド空白区間の解消 P7

平成27年7月

国土交通省

■ 高速道路機構・会社の業務点検結果（助成制度）

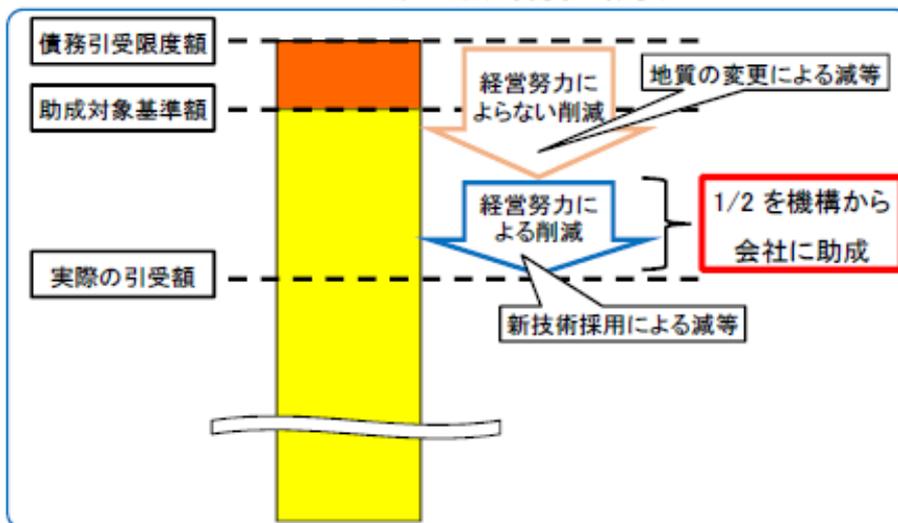
今後必要な取組み①

インセンティブ助成制度の修繕分野における運用改善 大規模更新事業における積極的活用

現状 成果と課題

- インセンティブ助成制度は、高速道路会社に対してコスト縮減や新技術開発を積極的に促すために導入
- 機構が高速道路会社に助成金を交付した実績では、新設・改築事業が23件である一方、修繕事業については1件にとどまっており、修繕分野で活用しにくい状況（平成26年度実績）
- メンテナンスの時代に即した制度への対応が進んでいないため改善が必要

インセンティブ助成制度の概要



平成26年度の交付実績(件数)

新設・改築	修繕
23件	1件

修繕分野で活用しにくい理由

・高速道路会社が修繕工事計画書を短期間で作成・申請するのが困難 等



- ・修繕工事計画書の提出時期を変更できないか
- ・申請書類を簡素化できないか 等

今後 必要な 取組み

- 修繕分野におけるコスト縮減とともに、修繕事業への積極的な取組みを促進するため、手続き時期の見直しや助成割合の拡充など、運用改善を速やかに行う必要
- 法律改正を受けて取り組む大規模更新事業について、新設・改築事業と同様に、インセンティブ助成制度を積極的に活用して取り組む必要
- 更には、ライフサイクルコストの縮減をはじめ、通行止め時間の短縮等も評価できるよう、国・機構・会社が連携して検討していくことが重要

■ 修繕事業における積極的な活用に向けた運用改善

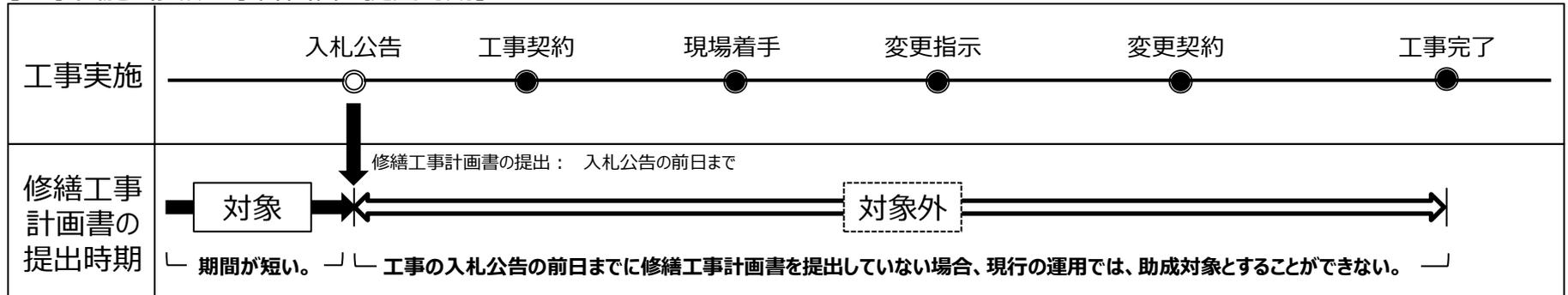
■ 現行の運用

- ・助成制度を活用するためには、修繕工事計画書を『工事の入札公告の前日まで』に提出することが必要

■ 具体的な課題

・あらかじめ修繕工事計画書（助成対象基準額を含む）を提出することは、修繕事業の特徴（事業規模が小さく工期が短い、工事開始後に工事内容が変化する等）から困難

【工事実施と修繕工事計画書の提出時期】



■ 運用改善の方向性

・修繕工事計画書の**事前提出**を改めることとし、**所要の手続きを見直す。**

